

法令の区分

法律 : 国会で制定 (**食品衛生法**)

政令 : 内閣によって制定 (**食品衛生法施行令**)

省令 : 総理大臣或いは各省大臣によって制定
(**食品衛生法施行規則**)

告示 : 公の機関が、その決定した事項等を公式に広く一般に知らせる事。 (**官報告示**)

通知 : 通知には様々なものがあるが、行政の統一性を確保するための法令解釈の基準、行政行為の裁量の基準等がその例であり、必ずしも法律の根拠を必要としない。 (**課長通知**)

条例 : 地方自治体が制定する法形式です。 (**大阪府条例**)

法令 : **法律、政令、省令**



食品衛生法第11条② (食品又は食品添加物の基準及び規格)

前項の規定により基準又は規格が定められたときは、その基準に合わない方法により食品若しくは添加物を製造し、加工し、使用し、調理し、若しくは保存し、その基準に合わない方法による食品若しくは添加物を販売し、若しくは輸入し、又はその規格に合わない食品若しくは添加物を製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、保存し、若しくは販売してはならない。